

「わたしと年金エッセイ」アニメーション動画の作成業務
仕様書

日本年金機構本部
事業推進統括部
令和8年4月

1 委託業務の概要

(1) 目的

広く国民に公的年金制度について考える契機を作ること、「わたしと年金エッセイ」のPRを目的としたアニメーション動画を作成する。なお、動画については、厚生労働省YouTubeへのアップロード、全国の教育機関等へ配付することも想定している。(動画の使用期間は無期限とする。)

(2) 業務概要

別紙参照。

2 委託件数

一式

3 委託業務の実施期間

令和8年5月15日～令和8年9月24日

4 履行期限

令和8年5月15日(履行開始日)～令和8年9月10日(履行終了日)

※履行期間とは、委託期間のうち、納品を行うための作業等が可能となる日(履行開始日)から、最終納品の検査合格後に個人情報等の返却・廃棄等を行った旨を機構へ報告する日(履行終了日)までのことをいう。

5 納品日

令和8年9月10日(木)

6 履行場所

受託事業者が用意する場所(日本国内に限る。)

7 所管部署（連絡先）

日本年金機構事業推進統括部地域年金事業グループ

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

電話：03-5344-1100（内線：2648）

FAX：03-6892-8093

担当：鈴木、橋川

8 実施体制等

- （1）契約締結後、機構の要望をくみ取り、その要望の実現に向けて関係者間の調整をし、全体をコーディネートすること。
- （2）制作など全ての作業を監修する統括管理責任者を置くこと。統括管理責任者は、機構との調整を行い、ライター、デザイナー及びディレクター等の制作担当実務者に機構の意図を明確に伝えることができる者とする。なお、機構との接触は全て統括管理責任者が担うものとし、本業務の進捗状況について、機構に随時報告するとともに、機構の指示により打合せを行うこと。
- （3）速やかにスケジュールを作成・提出し、機構の承認を得ること。又、スケジュール変更がある場合は、速やかに機構の承認を得ること。
- （4）契約締結後 3 営業日以内に、機構とキックオフミーティングを開催すること。なお、統括管理責任者及び制作担当実務者が出席すること。
- （5）アフレコ等の日程については、機構と協議の上、決定すること。
- （6）制作担当実務者（ライター、デザイナー及びディレクター）は、企画書の制作を担当した者を起用すること。ただし、機構が担当者の変更を認めた場合はこの限りではない。
- （7）レイアウトデザイン及び文章表現、用語、単位等の統一や誤字脱字の校正を行う

校正担当者を置くこと。なお、制作担当実務者との兼任は不可とする。

9 特記事項

(1) 業務に関連する法規への対応

受託者は、受託業務の実施において関連する法令等を遵守すること。

(2) 参加条件

受託者（ライター、デザイナー、ディレクター及びこれに類する者を含む）は、過去3年間で、官公庁（独立行政法人等含む）や民間企業（従業員数が1,000人以上の企業に限る）のPR媒体（動画等）の企画・制作業務を経験していること。当該PRの実施時期及び実績を1つ以上提示すること。

(3) 著作権等

- ① 委託業務の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこととする。
- ② 本業務の実施にあたり、制作した映像、画像、イラスト、図、デザイン、撮影した写真等に係る全ての権利は機構に帰属するものとする。
- ③ 本業務の実施にあたり発生した権利については、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。又、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本業務の実施にあたり第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、機構は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。

(4) 第三者への委託

- ① 受託者は、本業務の全部又は主体的部分を第三者に委託（以下、「再委託」という。）しないこと。本業務の一部を再委託しようとするときは、事前に機構の承

認を得なければならない。

本業務における主体的部分とは、制作に関する企画、立案、編集作業（仕様書に基づき、情報の整理、構成を行い、本動画をまとめあげる作業）、機構との調整・打合せ、進行スケジュールの管理及び作業品質の確保及び進行管理を円滑に進めるための実施体制の確保（至急の場合や機構の必要に応じた実施体制の確保を含む）とする。

- ② 受託者は、再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、機構に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(5) 機密保持等

- ① 受託者は、本業務の実施の過程で機構が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）、受託者が作成した情報を、本委託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 受託者は、本業務の実施にあたり、機構から貸与した原稿等の書類及びその情報等については適切に管理し、委託業務以外の目的に使用してはならない。又、貸与された原稿等の書類及びその情報（貸与後に複写したものを含む。）について、委託業務終了後又は機構から指示があった場合は、7日以内に返還又は判読不能な方法により消去しなければならない。
- ③ 機構へ電子ファイルを提供する場合は、事前に最新のウィルスパターンに更新したウィルスソフトを使いウィルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

(6) 立ち入り調査の実施

機構は、個人情報管理状況の確認、法令の遵守状況の確認、委託業務の進捗状況の確認、その他随時に立ち入り調査を実施することとし（無予告の調査を実施する場合がある）、調査結果をもとに統括管理責任者等への指導、研修の実施状況の改善及び改善結果の報告について、受託事業者に指示することができることとする。

(7) 個人情報の取り扱い

- ① 個人情報、個人情報保護法及び所管省庁のガイドラインの基本理念等に基づいて必要な措置を講じ、厳重な管理を行うこと。
- ② 機構が提供を受け、機構の管理下となった情報以外の情報については、受託者が情報管理に係る一切の義務を負うことを誓約する旨の書類を機構に提出すること。

(8) 禁止事項

動画内において、いわゆる芸能人やスポーツ選手等の有名人をイメージさせるキャラクター等を使用しないこと。

(9) 留意事項

- ① 本業務を実施するにあたり、機構の施設を利用する場合は、設備、備品、書類等（以下「設備等」という。）に損害を及ぼさないよう十分に注意することとし、当該業務の瑕疵に起因して、設備等に損害を与えた場合については、受託者の責任において原状回復を行わなければならない。
- ② 危険を伴う業務を行う場合は、安全を確保し実施しなければならない。
- ③ 機構の施設を利用する場合は、作業に直接関係のない場所に許可なく立ち入ることを禁止する。

(10) その他

- ① 受託者は、本仕様書に疑義が生じた時、本仕様書により難しい事由が生じた時又は本仕様書に記載のない事項については、機構と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託事業者は、納品スケジュールを厳守するとともに、機構の要求に応じて作業の進捗状況を報告すること。
- ③ 作成した動画の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。受託事業者は、機構の許可なく当該動画を使用することはできない。
- ④ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て上記「7. 所管部署」に行うこと。
- ⑤ 本仕様書についての疑義が生じた場合、令和8年4月20日正午までにFAXで提

出すること。また、疑義に対する回答は令和 8 年 4 月 24 日までに行う。

- ⑥ 本調達に係る一切の費用については、受託事業者の負担とする。
- ⑦ 納品は、平日の 10:00～17:00 の間に行うこと。
- ⑧ 納品された物品に重大な欠陥が発見された場合、受託事業者の責任において速やかに交換すること。受託事業者は、作業完了後速やかに成果物を納品し、検査を受けること。

なお、納品検査に合格しなかった場合は、受託事業者の責任において作業をやり直し、再度、成果物を納品し検査を受けること。

- ⑨ 業務委託に際し、機構は業務研修を実施しない。
- ⑩ 本業務の履行期間中に外部監査が実施された場合は、機構の求めに応じ対応すること。

「わたしと年金エッセイ」アニメーション動画作成業務概要

日本年金機構本部

事業推進統括部

令和8年4月

1 業務内容

公的年金制度の周知広報及び公的年金制度について考える契機を与えることを目的として、「わたしと年金エッセイ」のアニメーション動画を作成する。

※「わたしと年金エッセイ」の概要については別添 1 を参照。

2 成果物の納品

令和 8 年 9 月 10 日（木）までに下記を納品すること。

- (1) アニメーション動画（画面アスペクト比 16:9） 2 本
- (2) 上記(1)のショート動画（画面アスペクト比 16:9） 2 本
- (3) 上記(1)のショート動画（画面アスペクト比 9:16） 2 本
- (4) 上記(1)～(3)のサムネイル画像 6 個

3 成果物の概要(必読)

(1) アニメーション動画

別添 2 及び別添 3 をアニメーション化すること。絵のタッチ、クオリティ及びアニメーションの動きについては、右記の動画(「わたしと年金」エッセイアニメーション動画 令和 4 年度厚生労働大臣賞 <https://youtu.be/G2csvaBYbtY?si=p2W7TeUiUIZ4aura>)と同等のレベルを厳守すること。また、動画の画面構成についても、前述の動画と同じ構成(画面上にエッセイ本文とアニメーションを掲載する)にすること。

※ 動画は別添 2 と別添 3 で 1 本ずつ、計 2 本作成すること。また、動画は 1 本につき、最長 10 分とする。

(2) ショート動画（画面アスペクト比 16:9）

別添 2 及び別添 3 をアニメーション化し、ショート動画を作成すること。ショート動画は、(1)アニメーション動画を視聴したくなるような内容にすること。なお、画面構成については、(1)と同様にする必要はない。また、構成内容・演出方法は問わない。

内容については、視聴者を(1)の本編を視聴したくなるような工夫を施すこと。

※ 動画は別添 2 と別添 3 で 1 本ずつ、計 2 本作成すること。また、動画は 1 本につき、最長 30 秒とする。画面構成について指定はない。

(3) ショート動画（画面アスペクト比 9:16）

別添 2 及び別添 3 をアニメーション化し、ショート動画を作成すること。ショート動画は、(1)アニメーション動画を視聴したくなるような内容にすること。なお、画面構成については、(2)と同様にすること。また、構成内容・演出方法は問わない。

内容については、視聴者を(1)の本編を視聴したくなるような工夫を施すこと。

※ 動画は別添 2 と別添 3 で 1 本ずつ、計 2 本作成すること。また、動画は 1 本につき、最長 30 秒とする。画面構成について指定はない。

(4) サムネイル画像

上記(1)~(3)の動画のサムネイル画像を作成すること。サムネイル画像は YouTube 掲載を想定したものとする。サムネイル画像はそれぞれ 1 つずつ計 6 個作成することとし、動画を視聴したくなるような工夫を施すこと。

4 作成にあたっての注意事項

以下の(1)~(23)の内容に基づき制作すること。

- (1) アニメーション化する場面については、別添 4 を基本とし、受託事業者が場面構成を考え、カット数を追加すること。
- (2) 背景のみのカット、後ろ姿、手元のアップ等を効果的に取り入れ、描写する心情に応じてカット数を追加することで、感情の変化がより伝わりやすい構成にすること。特に心情描写が重要な場面では、カット数を追加するとともにカメラワーク等を工夫し、視聴者が感情に没入しやすい演出をすること。
- (3) 人物や背景の明暗（光や影）の表現を工夫すること。
- (4) 第三者や背景にぼかしを入れる等の処理を行い、注目してほしい描写や主要人物へ自然に視線がむくようにすること。
- (5) 人物と背景の比率やバースを適切に整え、出来事が「どこで、どのように」起こったのが視覚的に理解できるようにすること。
- (6) 背景は、色のみで表現するのではなく、主線を用いた描写を取り入れることで、人物と背景のイラストタッチに統一感を持たせること。
- (7) 同一のカットを使用する場合でも、表示サイズの変更や画面のスライド等のカメラ演出を加えることで単調な場面にならないようにすること。

- (8) 動作に合わせて動きの強弱をつけ、同じ動作を繰り返す単調な表現にならないよう演出すること。
- (9) 本制作に入る前の絵コンテ校正時・仮編集の各段階に、演出意図が分かる絵コンテを提出すること。なお、機構の要望に応じて校正を行い、協議のうえ承認を得ること。
- (10) 編集全般(映像・BGM・音声(ナレーション含む。)・テロップ入力等)を行うこと。
- (11) BGM だけでなく、SE(効果音)も適宜取り入れ、場面や心情がより伝わりやすくなるような聴覚的な演出をすること。
- (12) ナレーターについて、AI は使用しないこと。
- (13) ナレーターはいずれの動画も女性とし、それぞれの受賞者の年齢(別添 1 は 10 代、別添 2 は 50 代)に合った声を出せる者とする。なお、ナレーターの人数に指定はなく、1 人でそれぞれの受賞者にあつた声を出せるのであれば 1 人でも良い。
- (14) ナレーターは、3 年以上のナレーター経験を有し、過去に同様(類似)の作品(テレビ・映画・官公庁・公法人の広報関係等)にナレーターとして出演した経験を有しており、そのイメージと本動画の作成内容が乖離していない者であること。
- (15) ナレーターの決定については、契約締結後、事前に機構の承認を受けること。その際は、候補者ごとの経歴及び音声データを併せて機構へ提出すること。(直接面談可)なお、機構において、受託事業者から提示された候補者に適正な者がいないと判断した場合、受託事業者は、再度、他の複数の候補者を速やかに機構へ提示すること。
- (16) ナレーターについて、本人及び所属事務所に、国民年金保険料等の未納がないこと。なお、契約締結後、ナレーターは別添 5 を提出すること。
- (17) MA(アフレコ)に関しては、必ずしもスタジオで行う必要はないが再集録等の体制を整えること。
- (18) 作成した動画は、機構ホームページ及び厚生労働省 YouTube チャンネルへの掲載を予定しているため、ナレーターはこれらへの掲載を了承しているものに限る。なお、動画の掲載期間は無期限とする。
- (19) カラー映像・デジタル録音・デジタル編集とすること。
- (20) 動画構成上、SE、音楽を挿入する際は、著作権フリーのものを使用すること。
- (21) 画質はハイビジョン対応の規格とすること。

- (22) 納品の際、映像データはMP4形式でCD-R(3枚)もしくはDVD-R(3枚)に格納して提出すること。なお、盤面にはタイトル、収録時間をラベル印刷すること。
- (23) (22)で作成したCD-R(3枚)もしくはDVD-R(3枚)は、ハードケースに入れ、破損防止対策を講じたうえで納品すること。

「わたしと年金」 エッセイ 募集

世代を**超**える。
今だからこそ、伝えたい。

募集期間

令和7年6月2日（月）～
令和7年9月8日（月）消印有効

応募要項

- ・公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- ・日本語で1,000～2,000文字程度。
- ・作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。
- ・内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。（応募作品は返却しません。）

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する（11月下旬予定）他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。
受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。



詳細は、左記の二次元コードを読み取り、日本年金機構ホームページの「わたしと年金」エッセイについてご覧ください。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選

賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

応募資格

中学生以上の方

提出先

日本年金機構 事業推進統括部
管理・市区町村調整グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

お問い合わせ先

日本年金機構 事業推進統括部
管理・市区町村調整グループ わたしと年金 担当
（電話番号）03-5344-1100（代表）

主 催



後 援



全国高等学校長協会
全国都道府県教育委員会連合会

令和6年度「わたしと年金」エッセイ

厚生労働大臣賞 石川県 室田 律子 様 (40代)

「キヤーッ!!!」私の叫び声が近所中に響き渡った。突然、夫が白目になって意識を失い倒れたのだ。近所の人達に見守られながら、彼は救急車で病院に運ばれた。持病もなく健康体そのものだったのに…

病名は原因不明の脳炎だった。主な症状は痙攣、発熱、頭痛、意識障害だが、現在でも死亡する人もいる。元通りの状態になる人もいれば、記憶障害や高次脳機能障害などの後遺症のために、社会復帰が困難となる重い病気だ。

私は深く、深く、絶望した。人工呼吸器を着けて眠る夫の横で泣きに泣いた。彼が倒れた日は、ちょうどお腹の子が生まれる予定日の1か月前の日だったのだ。子供に会う日をあんなに楽しみにしていたのに、この人は助かるの？助かったとしても、私達の事が誰かわかるの？どうやって今後生活をしていけばいいの？色んな思いがグルグル頭を巡った。神様はなんて意地悪なのと何度も何度も思った。

夫の意識が戻らないまま、私は男の子を出産した。夫は13歳の時に父を亡くしていて、いつも父親のいない子供の気持ちちは自分が1番解ってると言っていた。だからこそ私達をおいていくはずがないと思えた。私が夫と子供を守っていくしかないと思え、強く決心した。

夫が目を覚ましたら何とかかなるという期待は虚しく、彼の後遺症は予想以上に重く、私が誰かわからなくなっていた。もちろん子供の事も。言葉も忘れてしまい、会話も出来ない状態だった。作業療法士、理学療法士、言語聴覚士によるリハビリが始まった。だが回復の兆しはなく、大人用と子供用のオムツを抱えながら、私は心が折れないよう、踏ん張るのが精一杯だった。そして入院から415日経った日に夫は退院した。息子は既に1歳になっていた。

私は家族を養えるよう、専門職に就こうと決めた。ファイナンシャルプランナーの勉強中に年金という分野に出会い、社会保険労務士を目指すことにした。その知識のおかげで路頭に迷わず、本当に救われた。

夫は会社員だったので傷病手当金を申請し、1年半後に障害年金を請求した。障害年金1級の証書を受け取った時、私はその場で握り締めながら泣き崩れた。彼の症状は重いと判断された事はやはりショックだった。

だが、これで私達の生活は当面は守られると安心出来たのだ。そして病気で退職したため、失業保険の延長手続きをして、傷病手当金受給後には特定求職者として通常よりも長い期間受給が出来た。出産費用は出産育児一時金で賄えた。高額療養費制度で長期間の入院費はかなり助けられた。そうやってあらゆる社会保険制度のおかげで、私達家族はずっと守られたのだ。あれから17年経った今、夫は長いリハビリの甲斐があり、社会復帰し、働いている。赤ちゃんだった息子は、高校2年生になった。そして私は社会保険労務士になった。

この素晴らしい社会保険制度に携わる仕事に誇りを持っている。あの時助けられた私が、次は困っている誰かの一助になればと思っている。それが私に出来る恩返しだ。年金の仕事もしている。家族が病気でどうしたらいいかと落ち込んでいる人や、大事な人が亡くなってこれからの生活に困っている人達に社会保険制度が守ってくれるから安心してと伝えたい。もちろん、「保険」なので加入しないと保証はされない。自分は健康だから関係ないと思っている人も、いつ病気になるかわからないし、事故で障害を負うかもしれない。だから関係ないなんて絶対に思わないで欲しい。「年金制度が破綻する」など誤った情報に惑わされないよう、制度をしっかりと伝え、必要な人に、必要な制度を届けられるよう、これからも私は励み続けるでしょう。

最後になりますが、私達家族を守ってくださり心より御礼申し上げます。あの時、障害年金を受給出来たおかげで、夫は社会復帰出来て、息子は立派に成長し、私は社会保険労務士になれました。

厚生労働大臣賞 広島県 上廣 彩花 様 (高校生)

- ①父がお金になってしまった。
- ②そんなふうにしたのは、去年の冬、父が亡くなって一ヶ月程たった頃。母と共に、年金事務所で「遺族年金」を申請したときだった。
- ③私の父は、癌を患っていた。入退院を繰り返しながら、ずっと治療を続けていた。父は、自分の仕事に誇りを持っていたのだと思う。体調が悪くても、薬を飲み続け「大丈夫」と言っていて、仕事に復帰しようとしていた。そんな父の想いと、私たち家族の願いもむなしく、病状は悪化する一方だった。
- ④そして、再度体調が悪くなって入院をしていたある日、突然意識を失って、そのまま目を覚ますことはなかった。
- ⑤最後のとき、病室には母と姉と私の三人がいた。父は、私の呼びかけにも、母や姉の声にも、応えてくれなかった。まだ生きていてほしいと、みんながそう言ったのに、その想いは届かないまま、父は静かに旅立ってしまった。
- ⑥父が入院してから、家族の生活は大きく変わった。母も姉も、父の容態がいつ悪くなくてもすぐ駆けつけられるようにと、仕事を休んでいた。その後、父がいなくなった喪失感と、張りつめていた日々の疲れがどっと詰めかけてきたのか、私たちは皆、かなり落ち込んでしまった。とても、すぐに働けるような状態ではなかった。
- ⑦それでも、葬儀の後は、現実が一気に押し寄せてきた。生活費、光熱費、食費、学費。生きるためには、思っている以上にたくさんのお金がかかった。私たちは、ただ不安に押しつぶされているだけではいられなかった。そんなときに頼ることになったのが、遺族年金だった。
- ⑧正直、今までは、年金なんて遠い将来にもらうものだと思っていた。厚生年金や国民年金があるのだと学校で習ったけれど、どこか他人事のように感じていた。しかし、年金事務所の窓口で必要書類を出し、遺族年金について説明されたとき、私は現実に引き戻された。
- ⑨父がお金になってしまった。そんな思いが、ふと胸をよぎった。まだぬくもりの残る記憶の中の父が、書類で金額に変わってしまうような気がして、なんとも言えない気持ちにな

った。お金なんかいらなから、父が帰ってきてほしい。そう思った。

⑩しかし、それは父が生きていた証だった。ずっと家族のために働いて、まじめに年金を納め続けてきたからこそ、その想いが遺族年金という形で残ったのだと、あとになって気付いた。

⑪母は、父がいなくなったことを悲しみながらも、それでも懸命に手続きをこなしていた。何枚もの書類に目を通し、役所に行き、電話をかけ、必要な証明を揃えていった。葬儀の途中、泣いていた母。私は母が泣くところを父の葬儀以外で見たことがなかった。涙をこらえながら、それでも前をむこうとして行動を起こしていた母の姿は、今でも忘れられない。

⑫年金は、ただのお金ではない。父が私たち家族に遺してくれた、大きな愛情だったのだと、私はそう思う。生きている間だけでなく、いなくなっても、家族を守ってくれるもの。それが年金という制度の持つ、本当の意味なのだ、私は身をもって知った。

⑬これから私は、大人になって、社会に出て、働くようになる。そして、いずれ、年金を納める立場になる。昔の私だったら「どうせもらえないのに」や「損してる」と思っていたかもしれない。でも、今は違う。そのお金がいつかどこかで、誰かの支えになるかもしれない。もしかしたら、私のように突然家族を失って、不安でたまらない思いをしている誰かの、救いになるかもしれない。そう思えたのは、父が遺族年金という形で、私たちに年金について教えてくれたからだ。

⑭お金になったのではなく、想いとして、父は今も私たちと一緒に生きている。そのことを、私はこれからも忘れず、前をむいて進んでいきたい。

日本年金機構理事長賞 愛知県 山本 美智 様 (50代)

①いまから8年前の3月下旬、それはあまりにも突然でした。

②小学校教師だった私は、転勤先が決まり期待に胸を膨らまし、春休みを過ごしていた早朝のことです。夫が意識のない私を発見し、病院へ救急搬送されました。51歳の私は、右脳梗塞になってしまいました。まさに青天の霹靂でした。当時の我が家は、定年退職したばかりの夫と高校3年生になる次男との3人暮らしでした。夫が退職したことで世帯年収が減り、次男を支えるつもりでいた矢先でした。

「かあちゃん、死ぬな。」

と、救命室にいる私に呼びかける次男は号泣していました。大学進学を控え、これから主戦力となる母が倒れたのです。次男への申し訳なさや自分の病状の不安さが入り混じり、ただでさえ左目の視野が狭まり、体も心も目の前が真っ暗でした。次男の魂の叫びが天に届いたのでしょうか。私は重度の脳梗塞でしたが、死ぬことはありませんでした。

③入院当初、医師の診断は「左片麻痺の生涯車椅子の生活」でしたが、懸命にリハビリを続けて杖歩行ができるようになりました。その間、夫が学校の早期退職や障害年金などの様々な手続きや申請に奔走してくれました。突然に障害者となり無職の生活となりました。定年退職した夫の収入は、大学の非常勤講師としての僅かな収入と年金でした。夫の収入だけでは、生活費、治療費、学費などをまかなっていくのは厳しい状況でした。

④ところが、その心配は杞憂に終わりました。障害年金の受給が早々に認定されたからです。私は教師になってからも当然ですが、大学生時代から国民年金保険料を納めており、年金未納期間はありませんでした。健常者から中途障害者となり、人生のどん底であった私にとって希望の光となりました。夫の収入だけで夫婦の生活費を切り詰めて生活していくことは我慢ができます。私の医療費無料と障害年金支給で、次男の進学が保証できると感じたからです。

⑤そして、次男は希望する大学と大学院へ進学することができました。次男の在学期間、国民年金保険料は学生納付特例により納付しませんでした。大学院の2年間の国民年金保険料は、夫婦が代替して納付してきました。次男は今春大学院を卒業し就職することができ

ました。これまで年金のお陰で大学生生活の支援がなされていた次男でしたが、これからは自分の力で働いて保険料を納めていくことができます。国の恩恵のお返しをする次男の成長を嬉しく感じます。

⑥年金制度に関するネガティブ発言や報道を見聞きするたびに、我が家は日本の年金制度に救われたと声を大にして社会に伝えたいです。人に優しい相互扶助の仕組みである日本の年金の仕組みは世界に誇れるものです。確かに少子高齢化によって、制度の存続自体が危ぶまれていますが、年金支給によって生きる希望を感じる人もいます。次男のように、助けられた恩に感謝し、よい形で返す心をもつ人の声を広める必要があると思っています。

⑦私は健常者の頃は年金制度に無知でした。保険料は天引きされて、年金を意識することすらありませんでした。障害者になったからこそ年金制度を詳しく知り、年金の恩恵を意識することができました。教師時代に納付していた保険料が、その時代の人助けになっていたと思うと、素直に嬉しいです。

⑧人生 100 年時代、私はその中間地点で脳梗塞となり、残りの人生を左片麻痺の身体で生きていきます。これからは子育てに年金を使っていくことはありませんが、生活費の礎を障害年金に頼ることになります。日本国の恩恵と働いている方々へ感謝の念をもち、今後も明るく笑顔を忘れずに生きていきたいと思う日々です。

アニメ化する場面

※数字は段落に対応しています。

厚生労働大臣賞

- ① 青空を見つめて父を思い出す
- ② 冬の街並みに年金事務所の外観→年金事務所に入っていく母娘
- ③ 病室と仕事風景が重なっていき、季節が過ぎていく→最後は病室で寝込む父
- ④ 病室のベッドで寝込みながら疲れた表情をする父→ゆっくり目を閉じる父
- ⑤ 目を閉じた父に母、姉、受賞者が必死に呼びかける→窓の外から4人の姿を映し出す
- ⑥ 病院に入っていく父の後ろ姿→職場で頭を下げる母と姉→食卓を前に呆然と座る母、姉、受賞者
- ⑦ 葬儀を行う3人→帳簿に数字を書く手→頭を抱えている母の後ろ姿を眺める娘の2人→年金事務所の窓口で遺族年金のパンフレットが差し出される
- ⑧ 高校の教室で年金制度の説明を受ける受賞者だが、上の空→年金事務所で遺族年金の説明を受けてハツとする
- ⑨ 「国民年金・厚生年金保険年金証書」を少し眺め、抱きしめる受賞者→4人家族で楽しく食卓を囲んでいたシーンを思い返す(⑥の静まりかえった食卓と相対的にする)
- ⑩ 「国民年金・厚生年金保険年金証書」を引き出しにしまう→父が働く姿→給与明細を持っている父は微笑んでいる
- ⑪ 何通もある書類を懸命に読み書きする母→机に証明書類が重なっていく→父の葬儀で涙する母→涙を目に堪えながら、証明書類を封筒にまとめ、力強く立ち上がる母
- ⑫ 年金は父が残してくれた愛情
- ⑬ 社会人になって働く受賞者→高校生の受賞者から出ている「どうせもらえない」等のふきだしをかき消す
- ⑭ 夜の食卓で3人が楽しく食事→家の外観と夜空

アニメ化する場面

※数字は段落に対応しています。

日本年金機構理事長作品

- ① 桜が咲く住宅街
- ② 小学校で授業を行う受賞者→部屋の中で倒れていた受賞者に扉を開けた夫が気付き駆け寄り→救急車に運ばれる受賞者と付き添う夫→病室で寝込む受賞者→受賞者の手を次男が泣きながら握り、声掛けをしている→病院の天井や家族の顔が見えるが、視界の左側が真っ黒(受賞者目線)→目を瞑り暗転
- ③ 車いすから立ち上がり、歩行のリハビリを行う受賞者→自宅で書類に向かう夫→電卓で生活費を計算する夫が頭を抱える
- ④ 自宅の郵便受けに日本年金機構から手紙→手紙の中は「国民年金・厚生年金保険年金証書」→国民年金を銀行の窓口で納付する大学生時代の受賞者→車いすに乗りながら涙している受賞者に光が差し込む→勉強する次男の後ろ姿を夫婦が見つめる
- ⑤ 学校に登校する次男→「国民年金保険料学生納付特例申請書」を記入する手元→国民年金を銀行のATMで納付する夫→卒業式に参列する次男→自宅の玄関で靴を履き、出勤する次男の姿を嬉しそうに見つめる受賞者
- ⑥ 年金制度を批判するニュースをテレビで観る受賞者と夫→大きな声で批判内容を吹き飛ばす→現役世代が受給者を支えている図→現役世代の人数が減り、図が揺れている→笑顔で働く次男
- ⑦ 給与明細から厚生年金保険料が差し引かれているのを見る受賞者が肩を落とす→車いすに乗った受賞者が障害年金ガイドブックを読んでいる→厚生年金保険料が大黒柱を失った家族や身体が不自由な方(白杖使用者等)の手元に届くことを考えて微笑む受賞者
- ⑧ 大学生時代から振り返り車いす利用者になる受賞者→夫に車いすを押ししてもらいながら桜通りを進む受賞者→出勤していく方々を笑顔で見つめる受賞者

申立書

私は、日本年金機構と〇〇との間で契約の締結がなされた「わたしと年金エッセイ」アニメーション動画の作成業務におけるナレーション担当として作成に携わるに当たり、次の事項について申し立ていたします。

記

過去2年間、公的年金制度に加入し、その期間にかかる国民年金保険料等の未納付はありません。

令和 年 月 日

日本年金機構 事業推進統括部長 殿

住所

氏名

印